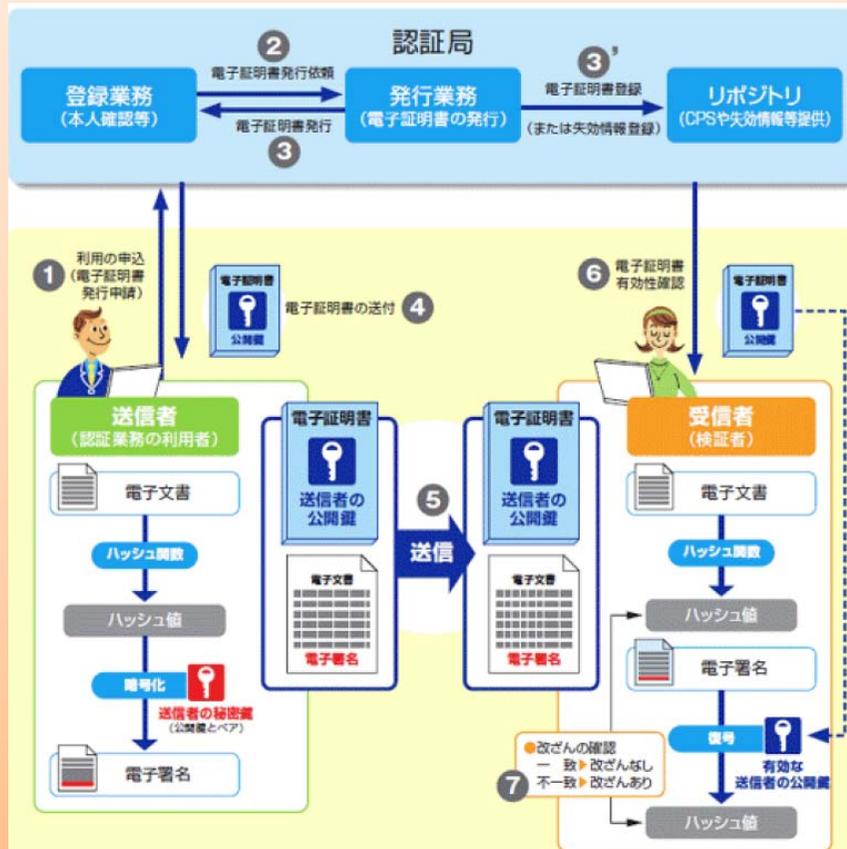


## 背景

- インターネットや携帯端末の普及により、通信ネットワークの利用場面は多岐にわたっている。
- 一方、通信ネットワークにおけるやりとりでは相手方と対面しないので、情報の受信者と発信者がそれぞれ本当に本人なのか、情報が途中で改ざんされていないかを確認することが必要となる。
- その確認には、暗号技術を利用した電子署名と認証業務が有効。

## 電子署名及び認証業務のイメージ



- ① 利用の申込(電子証明書発行申請)
- ② 電子証明書発行依頼
- ③ 電子証明書発行
- ③' 電子証明書発行登録又は失効情報登録
- ④ 電子証明書の送付
- ⑤ 電子署名付電子文書及び電子証明書の送信
- ⑥ 電子証明書有効性確認
- ⑦ 改ざんの確認
  - ・一致→改ざんなし
  - ・不一致→改ざんあり

## 目的

※ 総務省、法務省及び経済産業省の共管（平成13年4月施行）

電子署名の円滑な利用を確保し、通信ネットワークを利用した社会経済活動の推進が目的。

## 内容

### (1) 電磁的記録の真正な成立の推定

本人による一定の条件を満たす電子署名<sup>※</sup>が付されている電子文書等の真正な成立の推定（法第3条）

#### ※ 電子署名（法第2条第1項）

電子署名とは、電磁的記録に対してなされる措置であって、以下のいずれにも該当するものをいう。

- 1 当該電磁的記録が、電子署名を利用した本人によって作成したものであることを示すためのものであること
- 2 その内容が改ざんされていないことを確認できること

### (2) 認証業務に関する認定制度

- 利用者にとって、電子署名を行ったのが誰かを確認する認証業務が信頼できるものであることは重要。
- 認証業務に対する信頼の目安を提供するため、主務大臣による認定制度を設けている。

#### 認証業務

電子署名について、利用者とその他の者の求めに応じ、当該利用者が電子署名を行った者であることを証明する業務（法第2条第2項）

#### 特定認証業務

主務省令で定める基準に適合する電子署名について行われる認証業務（法第2条第3項）

##### ◆主務省令で定める基準【施行規則第2条】

解読するのに一定の困難性を有する暗号方式（RSA方式（SHA-1）1024bit以上など）を用いていること

#### 認定認証事業者

特定認証業務を行う者のうち、主務省令で定める基準に適合し、主務大臣の認定を受けた認証事業者（法第4条）

##### ◆主務省令で定める基準【施行規則第4条～第6条】

- ① 入退室管理を厳重に行っているなど業務の用に供する設備が一定のセキュリティ基準を満たすこと
- ② 公的証明書による本人確認などにより利用者の真偽確認を行うこと
- ③ 業務管理、電子証明書の失効管理などが適切な方法で行われていること

現在、10事業者を認定

# 公的個人認証サービスの概要

資料2-2 ②

- オンラインでの行政手続等における本人確認のための公的サービス。
- 成りすまし・改ざんを防ぎ、送信否認を担保するため、高いセキュリティを確保。
- 電子証明書の発行件数:約254万件（平成25年10月末現在）

